

平成30年分年末調整について

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いの変更

平成30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表のとおり改正され、**合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。**また、**配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下**とされ、その控除額が次表のとおり改正されました。

<配偶者控除>

居住者の合計所得金額	控除対象配偶者の控除額	老人控除対象配偶者の控除額
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
900万円以下	38万円	48万円

<配偶者特別控除>

「納税者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」に応じた控除額については、次のとおりです。

(1) 合計所得金額900万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	38万円
85万円超90万円以下	36万円
90万円超95万円以下	31万円
95万円超100万円以下	26万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	16万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(2) 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	26万円
85万円超90万円以下	24万円
90万円超95万円以下	21万円
95万円超100万円以下	18万円
100万円超105万円以下	14万円
105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	8万円
115万円超120万円以下	4万円
120万円超123万円以下	2万円

(3) 合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	13万円
85万円超90万円以下	12万円
90万円超95万円以下	11万円
95万円超100万円以下	9万円
100万円超105万円以下	7万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	4万円
115万円超120万円以下	2万円
120万円超123万円以下	1万円

(注) 1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれ 一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

2 各種申告書等の様式変更

(1) 給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

平成29年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成30年分からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

これに伴い、平成29年分の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）については、平成30年分は、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式とされました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

(2) 源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められました。

また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成29年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成30年分の源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することとされました。

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更

平成29年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」や「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」については、「控除対象配偶者」を記載することになっていましたが、平成30年分の各様式については、「源泉控除対象配偶者」を記載することとされました。

（注） 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。

2 同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受けるには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に必要事項を記載して給与の支払者に提出する必要がありますので、ご注意ください。

各種申告書等は国税庁ホームページに掲載されておりますので、参照してください。

3 保険料控除申告書に添付する証明書の範囲の改正

保険料控除申告書に添付すべき生命保険料控除及び地震保険料控除に関する証明書の範囲に、電磁的記録印刷書面（電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面）が加えられました。

4 復興特別所得税の計算

平成25年1月から復興特別所得税が創設されています。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を算出する必要があります。なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）

年末調整の際に復興特別所得税の計算の漏れがないよう、ご注意ください。

(2) 源泉徴収すべき復興特別所得税の額と納付のしかた

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付してください。

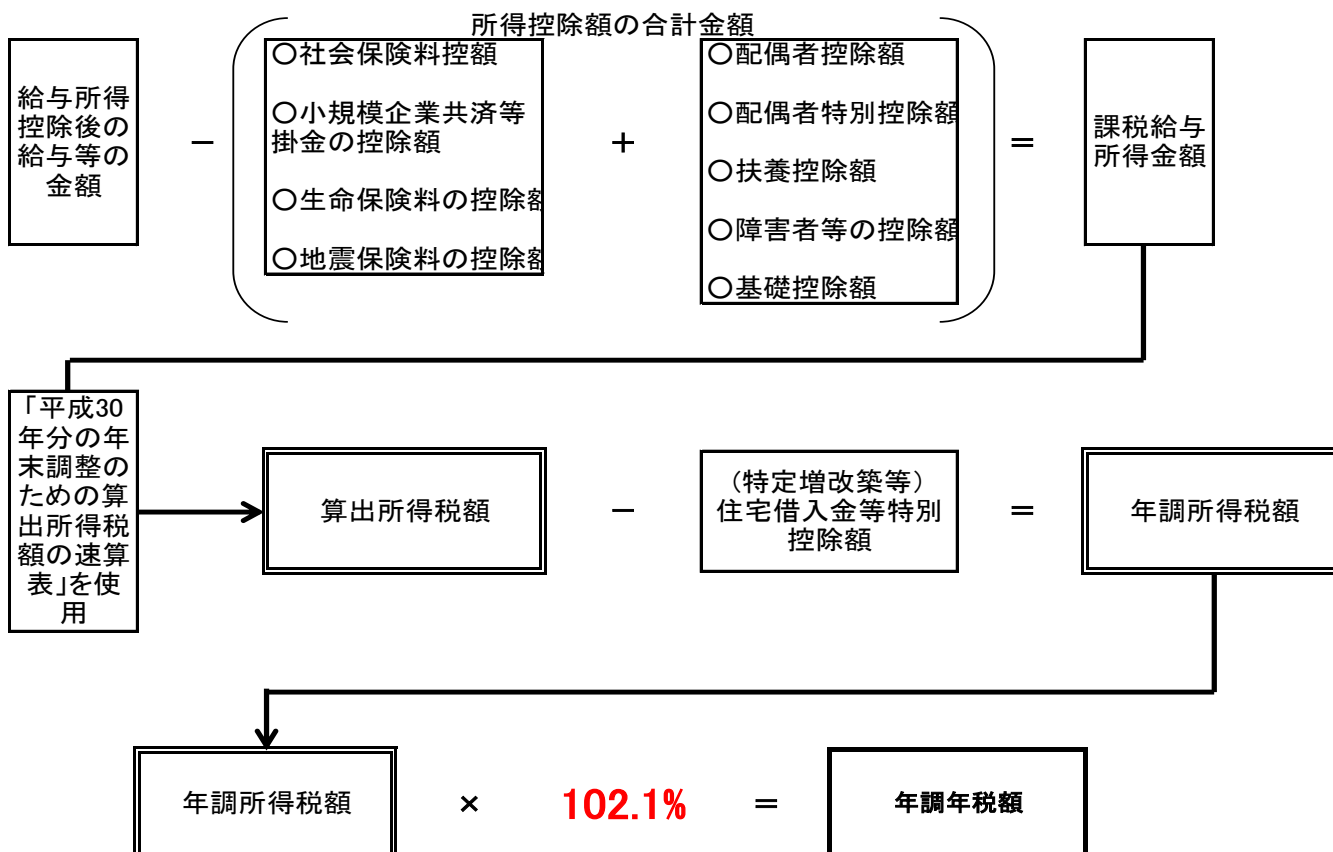
(3) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

毎月の給与や賞与については、平成30年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、納付します。

(4) 年末調整

毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税及び復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税及び復興特別所得税の合計額で行います
 年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。
 年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。

※ 住宅借入金等特別控除がある場合には、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。



5 マイナンバー制度

<個人番号・法人番号>

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成28年から開始されています。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は13桁の番号で設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。

法人の支店・事業所等や個人事業者等には指定されません。

<源泉徴収事務での取扱い>

マイナンバー制度の導入により、源泉徴収事務において、扶養控除等（異動）申告書への番号記載や、本人確認の実施などを行う必要があります。

① 扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与の支払者は、平成28年1月以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

② 本人確認の実施

給与の支払者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、**本人確認**として、提供を受ける番号が正しいことの確認（**番号確認**）と番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認（**身元確認**）を行う必要があります。